

埼玉の夜明け

巻号 45
第2号
通算140号

団区会
教地員
スト玉
リ埼
キ教委
本東社
日関社

憲法九条で真の平和を実現しよう

— 安倍政権の進める

戦争する国づくりに抗議して

国際基督教大学教授 稲 正樹



はじめに

安倍政権の進めている「戦争をする国づくり」の全体像は以下の通りである。第一は、解釈改憲で既存の政府解釈を変え、自衛隊の海外での武力行使を合憲化する。集団的自衛権の行使、集団安全保障に基づく海外での武力行使、自国への武力行使に至らない段階での自衛隊の自衛隊の出動・武力行使、「武力行使と一体化した活動」の禁止

の廃棄である。戦後日本は長らく憲法上の制限のために政治外交上の手段として軍事力を使うことはなかったが、その変更が狙われている。第二は、昨年末の「防衛計画の大綱」の再改定による自衛隊の外征軍化、海外侵攻軍隊への模様替えである。海兵隊の機能の付与、敵基地攻撃能力の保持が目指されている。第三は、国家安全保障会議の設置と国家安全保障戦略の策定である。戦後日本で安保・外交の司令塔が存在しなかったのは、アメリカへの従属が基本であったため自前の戦略は不要であり、独自の戦略を実行する力としての軍事力の行使を縛られていたために国家戦略そのものが立てられないと考えられていたからであ

る。今回の国家戦略の策定は、こうした戦後日本の針路の大きな方向転換を意味する。

安倍政権は、解釈改憲にとどまらずに明文改憲も目指している。それは、①自衛隊を米軍とともに共同行動させるまでは解釈改憲で可能であるが、いざ日本が戦争に参加するならば、日本国憲法の全体系がそれに立ちはだかる。②軍事大国の完成には、非常事態規定をはじめとする憲法の全面的改変が不可避である。③解釈改憲に対する強い異論によって当初政府がもくろんだ憲法解釈の全面的改変ができなくなりつつあり、再び解釈改憲の限界に悩まされることは必至だからである。二〇一二年に自民党が公表した「日本国憲法改正草案」はまさしく、そうした日本の「戦争する国づくり」に適合した憲法構想だった。

一 特定秘密保護法の意味

特定秘密保護法は戦争に備える軍事立法としての基本的性格をもち、九条改憲と直結し、憲法の平和主義を否定する。歴史的に軍事機密を中心とする国家秘密保護の強化は、軍事力の再編成の節目に登場してきた。特定秘密保護法の制定は明文改憲であり、解釈改憲であり、九条改憲および集団的自衛権の行使容認と不可分一体のもの

のとして構想された。特定秘密保護法は「戦争のできる国家づくり」の過程を秘密のベールによって覆い隠し、戦争への国民の批判を封じ込め、国民の協力を取り付ける装置となるものである。立法化の要因となったものは、二〇〇七年三月に締結された「秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日米両政府間の協定」(軍事情報包括保護協定・GSO MIA)である。そこでは、「秘密軍事情報を受領する締約国政府は、自国の国内法令に従って、秘密軍事情報について当該情報を提供する締約国政府により与えられている保護と実質的に同等の保護を与えるために適当な措置をとること」が明記されていた。

二 自民党「日本国憲法改正草案」(二〇一二年四月)の問題点

特定秘密保護法が集団的自衛権解禁の露払いとして立法化され、その究極の目標が明文改憲による日本国憲法の廃棄にあることは自明であるが、憲法改正手続に基づく日本国憲法の廃棄による新憲法の制定への道程は、依然として、日本の支配層にとってはとてつもない難題として意識されているのではないだろうか。そして安倍政権をはじめとする日本の支配層が

明文改憲の先に構想している日本の将来像は、日米安保体制の規定するアメリカの従属国家化の中で、日本の軍事大国化を極限まで追求させるといふプチ帝国主義国家の野望ではないだろうか。

自民党が二〇一二年に公表した「日本国憲法改正草案」(以下、草案)には以下のような問題点がある。第一は、立憲主義(「すべての人々を個人として尊重するため憲法を定め、それを最高法規として国家権力を制限し、人権保障をはかる思想」)の否定・放棄である。日本国憲法では、人権を守るために国家権力を縛るための法が憲法であることから、公務員だけに憲法尊重擁護義務を課している。公務員は公権力を行使する側において人権を侵害する恐れがあるので、特に憲法を守らなければならない。その反面、日本国憲法では、憲法を守る、憲法を尊重するという義務を国民に課していない。国民は憲法を守る側ではないというのが立憲主義であるが、草案では、国民を憲法を尊重擁護する者の一人とした。国家が国民に憲法を守らせる者になっている。自民党の政治家が自分たちの望む国を作るために、国民を従わせるための憲法を作ろうとしているからである。

第二は、平和主義から「戦争ができる国」への転換である。日本国憲法では、国民を恐怖に陥れ、命を脅かすような「軍事力による防衛」に出るのではなく、世界の紛争地域から恐怖と欠乏を根絶するために非暴力の手段によって積極的な活動を通じて他国から信頼され、攻められない国を作るといふ、積極的非暴力平和主義の立場をとっている。しかし草案では、第二章の章題を「戦争の放棄」から「安全保障」に変

え、その九条の二において「国防軍」という軍隊を創設し、交戦権否認条項を削除した。平和主義三原則のうち、戦力の不保持、交戦権の否認を完全に放棄している。残る「戦争の放棄」は、たしかに草案九条一項が定めるものの、二項で「自衛権」の発動を無制限に認めている。この「自衛権」には個別的自衛権だけでなく集団的自衛権も含まれる。草案九条の二第三項には、国防軍の活動として国際協力活動が明記された。こうし

て、同盟維持、国際協力の名目で「戦争ができる国」に転換している。さらに草案は、前文において平和的生存権を削除している。それは、国防軍創設と相まって、安全保障の概念が「人間の安全保障」から「国家の安全保障」に退化したことを意味している。第三に、人権の縮小と義務の拡大である。日本国憲法では「すべて国民は個人として尊重される」(二三条)と規定しているが、これが草案では、「全て国民は、人

主張

日本に住む朝鮮の人々に向けられた、ヘイトスピーチ(差別扇動表現)の《歴史的原点》のひとつは、関東大震災時の「朝鮮人虐殺事件」にある。

「関東大震災」とは、今から九一年前、東京を中心に発生したマグニチュード七・九の大地震で、死者・行方不明者約一四万人の大災害であった。

震災発生後、東京に始まり、関東周辺で、軍隊と警察、日本の民衆たちによる「朝鮮人虐殺」が起り、その犠牲者は、約六千名と言われている。

(他にも中国人や社会主義者たちが虐殺された。)「朝鮮人が、放火している」「井戸に毒を入れた」などの流言(デマ情報)が広まる中、埼玉県下でも、内務部長が、「不逞鮮人暴動に関する件」という通達を出している。その結果、各町村に組織された「自警団」が、東京から避難してきた朝鮮人

当時の日本の民衆たちの朝鮮の民衆たちへの、言われなき蔑視と差別意識の由来、それは、震災から一三年前の《韓国併合》に象徴される、近代日本による朝鮮侵略の歴史がある。今、日本に生きる私たちが、自らに銘記すべきは、日本が国家として、震災当時の朝鮮人・中国人等の虐殺に関する国家責任を、一切認めていないことである。国家責任と同時に、今あらためて問われるべきは、この虐殺に加担した私たち日本の民衆たちが負うべき「民衆責任」である。今から三年半前に発生した「東日本大震災」時、東北の被災地では、「韓国人や中国人が、自衛隊員や警察官を殺している」「外国人の窃盗団がいる」などの根拠なき風説が確認されている。同様の風説は、一九年前の「阪神大震災」時にも存在した。日本の民衆たちの内に秘められた《憎悪の連鎖》を、私たち自身が断ち切っていきたい。《他者との共生の道》を切り開いていきたい。

として尊重される」として、「個」のない単なる「人」の尊重に貶められている。草案では、人権の上位概念として「行為及び公の秩序」を置き、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない」という国民の責務を規定している。権利拡大には後ろ向きであって、人権の外在的・一元的な制約原理として「公益及び公の秩序」を提案している。

三 現状と今後の展望

五月の安保法制懇の報告書を受けて、七月には閣議決定による集団的自衛権の憲法解釈の変更がなされた。学説からは、「集団的自衛権」という、日本という国家の命運に関する、憲法上最も重要であると言ってもいい論点で、半世紀以上の維持してきた解釈を、一時の政権が変更することは、明白に重大な危機が差し迫っている例外状況でもない限り、とても正当化することはできない」ことが指摘されている。政府による憲法解釈の変更によって、憲法規範の内実を空洞化することは許されない。立憲主義は憲法政治が憲法規範に基づくことを要請している。集団的自衛権に関する政府解釈の変更は、実質的には九条の削除を意味し、立憲主義の否定となる。それ

を許さない世論と理論と運動の拡大が急務である。

この閣議決定によってルビコン川を超えられてしまったのか。そうではない。今後自衛隊法、周辺事態法、武力攻撃事態法、PKO協力法などの国内法の整備が予定されている。この秋に関連法案を出す大きな反対運動が起こって、来年に予定されている統一地方選挙に大きな影響を与えるかもしれない。したがって来年一月召集の通常国会に、これらの法案を一括して審議に掛けることになった。七月一日の閣議決定ですべてが終わってしまったのではなく、問題が始まったところである。私たちは今後提案されるであろう様々な法律の改正や新しい法律の制定の動きに対して、批判的に検討し阻止する運動に地道に取り組むことによって、改憲の動きに待ったをかけ、「憲法九条で真の平和を実現」していくことを展望したい。



「沖繩からの平和メッセージ」

沖繩の青年の声を聞く

川口教会牧師 本間 一秀

一〇月四日(土)川口教会に於いて、社会委員会主催の「知念優幸さんのメッセージ集会」が開かれました。知念優幸さんは、沖繩キリスト教学院大学四回生、沖繩キリスト教平和研究所の学生組織「Team琉球」、創立者及び代表であり、「Team琉球」は、座学やフィールドワークを重ね、五年目に入り、現在では平和ガイドをしています。

軽自動車に乗り全国の教会、学校等を回り平和を訴える旅を続けています。旅のきっかけは、ひめゆり平和祈念資料館で、犠牲者達の写真を見て「誰々に似ている」と言っていて笑っている修学旅行生達の姿を見た時であると言われました。笑える教育・なぜ笑えるのか?「痛みの分からない子供を生み出す、この国の教育」に疑問を覚えたこととです。そして、沖繩の痛み、平和を知ってほしい、その為には現状を伝えなければいけないから全国を回る旅を始めたこととです。

関東教区ではすでに、新潟教会、桐生東部教会、敬和学園・共愛学園・新島学園・アジア学院等で講演が為されました。埼玉地区では、一〇月三日七里教会(参加七名)、四日午前中、青年部主催「青年フェスタ」(参加三二名)に引き続いての講演でした。尚、五日には川口教会員向けに、八日に

は埼玉和光教会祈祷会にても講演が為されました。

知念さんは「沖繩のいま」差別があることを指摘しました。「明治政府による弾圧、(琉球処分)により、琉球人に対して琉球語、三線の禁止等、日本人になる文化以外は禁止をされた過去がある。」「沖繩戦では、四人に一人が命を落とした。」「六九年間日本は平和憲法の下平和だが、沖繩は平和ではない。」「沖繩の戦後は天皇による米国の沖繩占領容認のメッセージから始まった。」と講演しました。「沖繩差別」は明らかであります。実際に四月二十八日、日本政府は「主権回復の日」としていますが、沖繩では「屈辱の日」としています。

「日本は沖繩を差し出す形で自分達の特権を取り戻して行った。しかし沖繩では米軍兵士の暴行・レイプの恐怖、事件は後を絶たない。治外法権の差別がある。米軍施設の七三・九%が沖繩にある。立地の良い場所には米軍基地がある。嘉手納の町では、九三%が米軍基地。銃剣、ブルドーザーによる強制撤去をさせられた歴史がある。どこかの飛行場でも、滑走路手前にクリアゾーンがあり、立ち入り禁止の敷地であるが、普天間に

ついては、クリアゾーンに三六〇〇人の人が住んでいる。沖繩では、お墓の前で家族・親戚の方々の集まりをおこなうが、強制撤去でクリアゾーンの中にお墓があり、柵で覆われ、墓参りが出来ない状態である。普天間第二小学校では非常に高い爆音の中での、学校生活を送っている。多動性障害

児が増加している」「オスプレーにしても、開発時から三名の死者をだし、森の動物・植物に影響がある。辺野古にしても、ジュゴンの餌場を埋め立て、滑走路を作る動きが激しくなっている。反対運動に対する国の防衛体制は民間警備隊が警察官、防衛庁、米軍を守るという矛盾が起きている。」

以上が講演内容ですが、「差別され、怒り、痛み、苦しむ民」沖繩の方々、それに対する国の姿勢を思う時、キリスト者として何を為すべきかと思われました。「私の兄弟であるこの最も小さい者の一人にしたのは、わたしにしてくれたことなのである」(マタイ二五・四〇)この御言葉に励まされ主イエスの業を行って行こうと決意を新たにした集会でした。参加三〇名。参考までに川口教会主催講演五日二八名。埼玉和光祈祷会八日二五名。

社会活動協議会報告 狭山事件研修

川口教会 井川 明

【聖句】「そこで、王は答える。『はっきり言っておく。この最も小さい者の一人にしなかつたのは、わたしにしてくれなかつたことなのである。』こうして、この者どもは永遠の罰を受け、正しい人たちは永遠の命にあずかるのである。』(マタイによる福音書(二五・四五、四六))

日時：二〇一四年九月一四日、一五日
場所：日本基督教団 狭山教会

主催：日本基督教団関東教区社会委員会

狭山事件は、昭和三八年(一九六三年)五月一日に埼玉県狭山市で発生した、高校一年生少女を被害者とする「強盗強姦殺人事件」である。また、この事件は、犯人とされている石川一雄さん(当時二四歳)に関する事件で、昭和三九年(一九六四年)三月第一審浦和地方裁判所の「死刑判決」後、昭和四九年(一九七四年)一〇月第二審東京高等裁判所の「無期懲役」を経て、昭和五二年(一九七七年)八月には最高裁が上告棄却決定(無期懲役確定、弁護団はその後も異議申立て、再審請求が行われている。)、その後、三一年七月カブりの平成六年(一九九四年)一二月に、石川一雄さん(当時五六歳)が、仮釈放された事件である。この事件に関し、映画「SAYAMA」の鑑賞、強制的に「自白」させられた「事件現場」と「足取り」の現地調査、石川一雄さんの講演等とおし、学びを得た。その結果、石川一雄さんを犯人とするには、多くの疑問点、矛盾点があることが分かった。

狭山事件は、まだ、我が国が高成長期の時代とは言え、基本的人権、都市と地方の格差、科学技術等に関し未成熟な時代の事件で、換言すると、それは、貧富の差、人民への差別、封建的な司法当局の指揮命令、科学調査能力等の諸問題が残る時代であった。それは今も続いている。

本件で、昭和三八年(一九六三

年)五月に別件逮捕された被差別部落に住む青年・石川一雄さんに対する種々の司法検査上の問題が露見された結果として、石川一雄さんは、平成六年(一九九四年)一二月に刑の執行停止と即時釈放が行われ、長期の拘留から、仮釈放された。その後も大きな問題として、司法当局の「見えない手錠」を「見ようとしなさい」、国民の権利である証拠品開示に対して、「見せない」「見せたくない」という姿勢は、今も続いている。

仮釈放について述べると、刑法二八条には「懲役又は禁錮に処せられた者に改悛の状があるときは、有期刑についてはその刑期の三分の一を、無期刑については十年を経過した後、行政官庁の処分によって仮に釈放することができ」と定められており、仮釈放とは、懲役又は禁錮といった刑罰の確定裁判を受け、その刑罰が執行され、刑事施設に収容された受刑者が、当該自由刑の期間満了前に、刑事施設から一定の条件の下に釈放され、社会生活を営みながら残りの刑期を過ごすことが許されるという、刑事政策上の制度である。しかし、仮釈放である以上、司法当局は真実を追究しなければならぬが、未だに「見えない手錠」を「見ようとしなさい」姿勢には変わりはない。

このようなことから、石川一雄さんは、有罪判決を受け、仮釈放されてから二〇年を経過した現在も「仮釈放中の状況」であり、早急に司法当局の公正で可視化された再審が行われ、実態が究明され、国民に開示されなければなら

ない。

ないと思える。同じ冤罪の布川事件(強盗殺人事件)は、四二年目にして「再審無罪」の確定判決を勝ち取った。この関係者は、

「やった者」が「やってない」とは、良心の呵責により何年、何十年も言い続けられないが、「やってない者」が「やってない」と言うことは事実であるので、言い続けることが出来る。と語ったことが印象的である。

最後に、石川一雄さんは、「無実の確定判決」が出たならば、両親の墓参りをしたいといっている。また、夢は、「夜間中学」に行くことと、ケニヤで自然の動物を見ることであると話していた。

祈り
天にいます 我らが父よ
父と子と聖霊の名において
皆を賛美します。
神の国 神の義を求め
神の福音にふさわしい生活が出来ますようお救い下さい。
また 御言葉により
差別のない 真実を求め 悪しき者為政者より、お守り下さい。
この祈りを主イエス キリストの御名において お捧げいたします。アーメン。

韓国基督教長老会京畿中部老会の埼玉地区訪問の報告

和戸教会 後藤 龍男

韓国基督教長老会京畿中部老会(以下京畿中部老会)と関東教会

は二〇〇二年に宣教交流・協力の合意書を交わして、隔年での相互訪問を重ねています。

昨年二〇一三年度は教区が韓国を訪問する年で私も参加させていただきました。埼玉の夜明け第四四巻第二号、二〇一三年一月一日で報告

本年度二〇一四年は京畿中部老会側から教区を訪問する年で、今回は主に埼玉地区を中心に去る六月九日(月)〜一二日(木)に交流が行われました。今回の京畿中部老会側の訪問団のメンバーは総勢一名で内訳は教職六名(うち女性三)、信徒五名(うち女性三)です。四月一六日に起きたセウォル号の沈没事故(大勢の高校生が犠牲となった)で同老会に属する教会に連なる人々のうち犠牲になった方々がおられたことを受けて、今回の教区訪問については、自粛の雰囲気国内に広がりがなかなか決断できなかったと聞いておりました。そんな中で日本訪問はいろいろ葛藤があったのではないかと思います。埼玉地区内の主な訪問先は上尾合同教会(歓迎会場)↓聖学院大学↓浅草↓東京スカイツリー↓丸木美術館(丸木夫妻による原爆の絵を展示)↓狭山事件現地研修↓埼玉和光教会(送別会場)の各所でした。

この中で特に狭山事件現地での研修のことについて報告します。プログラム三日目の六月一日(水)午後、狭山市の富士見集会所では狭山事件で再審請求を闘っている石川一雄さんと早智子さんから通訳者を交えて直接狭山事件について聞くことが出来ました。

なぜこのような冤罪事件が起きたのか、これまでの五一年間にわたる闘いの歴史を話していただきました。石川さんは来日された京畿中部老会の皆さんも是非狭山事件のことを知っていただきたいと、連帯を呼びかけました。老会の参加者の中から発言があり、「韓国でも一九七〇年代に朴正熙大統領時代に政治犯とされ、長期間投獄された人がおり、冤罪を晴らすため長期間の闘いで、最近無罪を勝ちとった人がいる。どうか石川一雄さんも元気で闘っていただきたい」との励ましがありました。この後、現地事務所のある、復元された「カモイ」をみて万年筆の置かれた位置や、不自然な万年筆発見の状況の説明を聞きながら各自現場を確かめました。

今回の訪問に際し、教区の「交流特設委員会」の作成した「二〇一四年度交流訪問」の冊子には「狭山事件について」がハンゲルで記載され、今回参加された皆さんの理解の助けとなったのではないかと思います。

また「関東教会「日本基督教団罪責告白」に関する件」は昨年の韓国訪問の際でも報告され、今回「二〇一四年度交流訪問」の冊子にハンゲルで記載されていたのとはとてもよかったです。後日、今回の京畿中部老会訪問メンバーのなかの、ある教会の牧師さん(女性)がご自分の教会のH.Pで関東教会「日本基督教団罪責告白」の冊子(訪問者全員に差し上げた)を手に、今回の交流について報告をされている様子が動画で見られたことも報告しておきます。

〇

第44回信教の自由を求める
二・一二集案内
日時・二月一日(水・休)
会場・聖学院大学
演題・未定
講師・姜 尚中氏

社会委員会報告

◎第一回社会活動委員会、引き続き第二回社会委員会
日時・六月八日(日) 一五時〜一九時
場所・川口教会

◎社会活動委員会(参加者二四名)「特定秘密保護法」について学習会 講師・飯塚拓也牧師
*各教会から社会活動委員として派遣された方々(敬称略)
渡辺 久純(桶川)
宝子山千鶴子(埼玉和光)
阿部 孝司(上尾合同)
高崎 和子(所沢みくに)
渡辺すみよ(埼玉大通り)
大木 迪子(埼玉大通り)
西田 立郎(加須)
井上 雅雄(浦和東)
相島 邦之(大宮)
堀越 徹也(本庄)

以上一〇名
◎第二回社会委員会(出席者八名)
◎各小委員会報告
◎環境問題講演会、八・一五集会の準備
◎社会委員会今後の見通しについて

◎その他

◎第一三回 環境問題講演会
日時・六月一日(日) 一五時〜一七時
場所・埼玉和光教会
講演「歴史の分岐点に立って―呪いか祝福かの選択」
講師・田坂 興亜氏
(元アジア学院委員長)
参加者三〇名

◎第一六回 平和を求める八・一五集会 引き続き懇親会、第三回社会委員会
日時・八月一日(金)一〇時〜
場所・埼玉和光教会
講演・「憲法九条で真の平和を実現しよう―安倍政権の戦争する国づくりに抗議して」
講師・稲 正樹氏
(国際基督教大学教授)
参加者八五名

◎第三回社会委員会
場所・レストラン ロイヤルホスト(出席者七名)
●新たに社会委員として井川明さん(川口教会)が加わってくださることとなった。小委員会担当は天皇制靖国問題小委員会

●八・一五集会の反省
●「埼玉の夜明け」原稿依頼について

編集後記

安倍政権の国民を無視した独断先行の政策を危惧する。憲法改正問題、原発再稼働問題いずれも、日本の将来にとって重要な事を、しかもいずれも国民の多数意見を完全に無視した形で進めている。(浅子)